

施設名	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 救護施設 昭島荘		
テーマ	利用者のコロナゼロと権利擁護は ONE TEAM		
発表者	(生活指導員) 田尾 恵利佳		
協働作成者	(施設長) 鎌田 弘道・(相談課長) 茂木 貴之		
アドバイザー	NHK 学園 社会福祉士養成課程 専任教員 有賀 明美 (昭島荘 第三者委員)		
電話	042-541-5981	メール	Akimasou-inhome@douen.jp
FAX	042-542-7625	URL	https://doen.jp

事業所のサービス紹介	<p>昭島荘は「一人ひとりの現在（いま）を支援する」を理念としています。すべての利用者が人生における主人公であり、ともに集い・交わりながら新たな価値観を見つけ、自分の存在を実感できる場所を目指します。</p> <p>ミッション：社会の要請と多様性に応える ビジョン：地域共生社会のイノベーション バリュー：発言と行動に責任を持つ人材育成</p>
------------	--

<p>《発表前の状況と課題》</p> <p>1 発表前の状況</p> <p>(1) 第53回 関東地区救護施設研究協議会で「救護施設の見える化」を意見発表し、現在も継続して取り組んでいる。</p> <p>(2) 職員は利用者本位の支援を意識し、正しい心身特性を理解するとともに、支援の「見える化」を図り、利用者の意見尊重に努めている。</p> <p>(3) 苦情解決制度が適切に機能（発揮）し、支援の質の向上に繋がるよう、スピード解決を手順化して利用者へ周知している。</p> <p>2 発表前の課題</p> <p>(1) 利用者本位の支援の取り組中、新型コロナウイルス感染症による利用者の行動自粛は、大きな障壁となり行事・外出・余暇活動の中止など、利用者は不便な生活を送っている。</p> <p>(2) コロナ対応が長期化する中、利用者に我慢を強いるだけでなく、利用者の意向を尊重した施設生活の楽しみ・潤いを提供するため、昨年度は「移動水族館」「園内水族館」「年忘れ会」「施設内コンサート」を実施した。</p> <p>(3) 利用者本位の支援に向けた具体的な取り組みは何か、また「利用者の権利擁護」「生活困窮者支援」「人材確保と育成」について、どのように実践すれば良いかの課題が浮上した。</p>

<p>《発表の目標と期待する効果》</p> <p>1 発表の目標</p> <p>(1) 利用者自身が「希望」「生きがい」「楽しみ」を主体的に提案できる機会を設定する。また、利用者職員が「権利擁護」とは何か、改めて問い直し利用者本位の支援を達成する。</p> <p>(2) 利用者のコロナ感染者ゼロを目標とし、安心・安全な「余暇活動」を利用者とともに考える。現在「ビーズ通し」を実施している。</p> <p>(3) 利用者へ質の高い支援の提供は、適切な職員配置が必要である。人材育成（職員・実習生）とともに、人材確保の門戸を拡大する。</p> <p>※. 発言と行動に責任を持つ人材育成に繋がる。</p> <p>2 期待する効果</p> <p>(1) 利用者自身の意思・意見を尊重することは、利用者のモチベーションアップ（生きがい）となり、地域生活移行への自信に繋がる。</p> <p>(2) 利用者との協働により、職員が利用者特性をより深く理解して、個別支援計画に基づく支援は、利用者の権利擁護に繋がる。</p> <p>(3) 福祉業界の人材確保が困難な時代、教育機関への「人材確保・育成」の広報活動は、福祉業界全体の発展及び職員の資質向上となる。</p> <p>(4) 地域社会資源の活用は、潜在的な生活困窮者の把握と支援が可能となる。</p>

《具体的な取り組み内容》

1 利用者の権利擁護

- (1) 令和4年度より「苦情解決委員会」を「権利擁護委員会」に名称変更、利用者自身の考え・意見・要望を発信する「本人会」を設置した。
- (2) 委員会は、利用者主体の運営を目指すため、職員はアドバイザーとしている。

2 目標は利用者のコロナゼロ

- (1) 利用者のコロナワクチン4回接種者は約90%である。4回目の接種は東京都の移動ワクチン接種バスを活用した。
- (2) 利用者自身の行動自粛・マスク着用など感染予防に努めたが、8月15日～8月25日現在利用者9名、職員5名がコロナ陽性となった。

3 実習生及び人材確保と育成

- (1) 令和3年度の社会福祉士養成の実習生受け入れは、コロナ禍のプラス影響もあり4名であった。例年は1名か2名の実習生である。
- (2) 救護施設の認知度が低く実習生、求人エントリー者を増やすため、大学2校・専門学校3校への広報活動を実施した。
- (3) 広報活動の目的は救護施設の認知度アップ、実習生受け入れ目的は職員の資質向上、将来的な人材確保と育成の3点である。

4 生活困窮者支援

- (1) 救護施設の役割は、施設利用者の支援に留まらず、地域の生活困窮者支援も含まれるため、その手段を模索中である。
- (2) 昭島市民生児童委員より、救護施設・婦人保護施設・養護老人施設の事業説明の依頼があり本年7月の「説明会」で15名が参加した。
- (3) 生活困窮者支援の手段として、児童民生委員と定期的に懇談会を開催する。(次回10月)

《取り組み結果と評価》

1 取り組み結果

- (1) 年次有給休暇を付与は、今後、地域生活移行・就労した際の労働意欲に繋がる。
- (2) 昭島荘の施設長が、法務省矯正研修所の高等研修生に対して「利用者の権利擁護」に関するビデオ講義をする予定である。
- (3) 職員が専門職として自覚と誇りを持ち、積極的に主体的な業務遂行が可能となる。

※. 上記は昭島荘の

ミッション：社会の要請と多様性に応える

バリュー：地域共生社会のイノベーション

バリュー：発言と行動に責任を持つ人材育成に繋がる。

2 取り組みの評価

(1) 利用者関係

- ・「本人会」設置は、今後様々な場面で利用者の自主創造を養う機会となる。
- ・利用者のコロナ感染により、利用者のマスク着用・手洗いなどの感染予防意識が高揚した。

(2) 職員関係

- ・生活困窮者支援は手探り状態であるが、民生児童委員と定期的に懇談会を開催、最終目標は地域ケアシステムの中核施設を目指す。
- ・実習生の受入は⇒職員の資質向上⇒支援の質の向上⇒利用者満足⇒次世代の人材確保となる。
- ・就労支援の一環として、社会的養護施設の利用者・卒業生を職員採用した。

《参考文献》

- ・平成25年 全国救護施設協議会「行動指針」
救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針
- ・令和2年 全国社会福祉協議会
保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業「報告書」

提案と発信

- (1) 同一法人には社会的養護施設（婦人保護施設・母子生活支援施設）・養護老人施設があり、生活困窮者支援に取り組みやすい環境にあるため、社会的養護施設の利用者などを職員採用している。
- (2) 近隣の法務省矯正研修所から高等科研修の実習を受け入れているが、この3年間はコロナ禍のため受け入れ中止、令和3年度は代替え研修として、当法人の施設長4名がパネルディスカッション方式のビデオ研修を提供した。また、ビデオ研修後の研修生レポートでは、「受刑者の権利擁護」の振り返りとなった。